**委託契約書（単価契約）**

|  |  |
| --- | --- |
| 委託業務名 | 小・中学生を対象とした美術館利用促進事業に係る送迎バス運行業務（単価契約） |
| 履行場所 | 広島市内の小・中学校等から広島市現代美術館 |
| 委託期間 | 契約締結日から令和８年２月２８日まで |
| 予定総額 | ￥　　　　　　　　　円　（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額　　　　　　　　円） |
| 委託契約金額 | 別表のとおり |
| 支払方法 | 請求期限　受注者は、毎月の業務及び発注者の検査完了後、翌月の２０日までに支払請求書を提出するものとする。　振込手数料　口座振込の方法により支払いを行う場合においては、振込手数料は発注者が負担する。 |
| 支払期日（期限） | 　契約代金は、業務実施月の初日から末日までの１か月の業務分を月単位で支払うものとし、支払期日（期限）は、翌月末日とする。ただし、発注者の毎月の業務の検査完了後、請求があった日から起算して３０日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。 |
| 検査完了期日（期限） | 　仕様書のとおり |
| 契約保証金 | 　要　契約金額の１００分の１０以上（ただし、広島市契約規則第３１条第１号、３号又は第６号に該当する場合は、免除する。） |
| その他の契約事項 | 公益財団法人広島市文化財団委託契約約款のとおり。 |
| 特約条項 | 　なし |
| 適用除外事項 | 　なし |
| 管轄裁判所 | 広島地方裁判所 |

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の公益財団法人広島市文化財団委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和７年４月　　日

　　　　　　　　　　発注者　　広島市中区加古町４番１７号

　　　　　　　　　　　　　　　公益財団法人広島市文化財団

　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　　柴 田　吉 男

　　　　　　　　　　受注者

別　　表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 1回あたりの予定距離及び時間 | 年間発注予定台数 | 契約金額（単価） |
| キロ制 | ５０㎞ | ６５台 | １㎞当たり　　　　円 |
| 時間制 | ８時間 | ６５台 | １時間当たり　　　　円 |

※契約金額（単価）には、取引に係る消費税及び地方消費税は含まない。

※支払金額は、仕様書５借上げ料（１）により算出した額とする。